

令和 6 年第 4 回定例会
第 号 議 案 資 料

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する規則（案）

（趣旨）

第1 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告徴収書等）

第2 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、報告徴収書（第1号様式）による。

2 前項に規定する報告の徴収を受けた者は、報告書（第2号様式）により報告するものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（第3号様式）による。

4 法第9条第4項に規定する証明書は、立入調査員証（第4号様式）による。

（法第13条の規定による措置に係る指導書等）

第3 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（第5号様式）による。

2 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（第6号様式）による。

（法第22条の規定による措置に係る助言・指導書等）

第4 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（第7号様式）による。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（第8号様式）による。

3 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（第9号様式）による。

4 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（第10号様式）による。

5 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める様式とする。

（1）行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告に係る文書 戒告書（第11号様式）

（2）行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（第12号様式）

（3）行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（第13号様式）

6 法第22条第13項の規定による公示は、標識（第14号様式）による。

（協議会の会長）

第5 東大和市空家等対策協議会（条例第7条に規定する東大和市空家等対策協議会をいう。以下「協議会」という。）に会長を置き、その選任方法は、委員の

互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(議事)

第7 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第9 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が会議の非公開を議決したときは、非公開とする。

(庶務)

第10 協議会の庶務は、まちづくり部都市づくり課において行う。

(補則)

第11 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。